

北秋田市移住・定住支援制度のご案内

北秋田市では、移住・定住するためのさまざまな支援をご用意しています。
お気軽にご相談ください。

2021.7

移住・定住に関する相談／お問合せ先

北秋田市 移住・定住支援室

(北秋田市役所2階 総合政策課内)

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19-1

【電話】0186-62-8002

【メール】iju@city.kitaakita.akita.jp

お願い

北秋田市への移住をお考えの方は、
はじめに**移住希望登録フォーム**へ
ご登録ください。
※**移居前**のご登録が必要です。



移住活動の支援

北秋田市移住体験事業（お試し移住体験）

北秋田市への移住に興味関心のある県外の方に対して、農作業体験や地元企業での仕事体験、地元住民や先輩移住者との交流など、様々な体験メニューを実施しています。参加者の体験費、滞在費、往復交通費の一部を補助しています。

〈移住体験事業補助金〉1世帯あたり最大5万円

※移住体験事業利用にあたっては「北秋田市移住希望登録」が必要となりますので、事前に必ずお問合せください。

移住・定住支援室【電話】0186-62-8002



オンライン移住相談

北秋田市では、LINEを利用したオンライン移住相談をおこなっています。
下記QRコードから移住・定住支援室の公式アカウント【きたあきたターン】を友だち登録した上で、「移住相談について」とメッセージをお送りください。折り返しご連絡します。



住まいの支援

移住者住まい応援助成金（引越し費用・運転免許取得分）

県外から北秋田市に移住された方に対して、移住時に生じる引越し費用と普通自動車免許取得費用等の一部を助成します。

最大 20万円

※18歳以下（18歳到達後の最初の3月31日まで）のお子様がいる場合、お子様1名につき5万円加算

※定住要件などがありますので、必ずお問合せください。
移住・定住支援室【電話】0186-62-8002



移住者住宅支援事業

定住の目的で北秋田市へ転入し、市内に住宅を新築または購入した方に対して、取得費用の一部を補助します。

最大 130万円（子育て世帯の場合）

※対象物件などの要件がありますので、必ずお問合せください。
都市計画住宅係【電話】0186-72-5246



移住お祝い品事業

県外から北秋田市に移住された方に対して、次の移住お祝い品をプレゼントしています。

あきたこまち10kg、くまぐま園入園チケット、地元特産品（1万円相当）

※要件がありますので、申請前に必ずお問合せください。
移住・定住支援室【電話】0186-62-8002



住宅リフォーム支援事業（定住タイプ）

市内業者を利用して工事費用30万円以上の住宅リフォーム・増改築を行う移住者に対して、工事費用の25%～35%を補助します。

最大 40～70万円

※市内事業者に発注したものに限るほか、その他要件があります。
申請前に必ずお問合せください。
都市計画住宅係【電話】0186-72-5246



移住者融資資金利子補給費補助事業

県外から北秋田市に移住された方で、2017年4月1日から2022年3月31日の間に貸付実行のあった【あきぎん】移住・定住サポートローンの利子の全額を助成します。
〈資金使途〉引越し費用、家財購入費用等

※対象となる金融商品が限られていますので、申請前に必ずお問合せください。
移住・定住支援室【電話】0186-62-8002



北秋田市空き家バンク制度

市ホームページ等を通じて、空き家を売買物件や賃貸物件として広く紹介する制度です。

※市では交渉・契約等については一切関与しません。

※申請前に必ずお問合せください。
都市計画住宅係【電話】0186-72-5246



仕事の支援

奨学金返還支援助成金

市内に居住し、通勤可能圏内で就業中の奨学金を返還している45歳未満の方に対して、奨学金返還額の一部を助成します。

最大 年額20万円 最長 60ヶ月

※助成成との併用可。要件などがありますので、必ずお問合せください。
移住・定住支援室【電話】0186-62-8002



北秋田市で暮らすぞ！フレッシュアーズ応援金

中・高・大学、専門学校等を卒業後、北秋田市に住民登録し居住する就労者に対して、応援金を交付します。

最大 15万円

※定住要件などがありますので、申請前に必ずお問合せください。
移住・定住支援室【電話】0186-62-8002



仕事の支援

空き店舗等利活用事業

新たに対象店舗等に入居する、空き店舗入居者又は店舗継承者の賃借料の一部を助成します。

最大 月額4万円 最長 24ヶ月

※要件などがありますので、申請前に必ずお問合せください。
商工労働係 【電話】0186-62-5360



起業支援事業補助金

市内において起業の模範となる事業を実施する者に、その起業・新規雇用に要する費用の一部を助成します。

〈事業拠点費等〉最大37.5万円
〈人件費〉最大37.5万円

※要件がありますので、申請前に必ずお問合せください。
商工労働係 【電話】0186-62-5360



資格取得支援助成金

就労につながる資格を取得した学生もしくは求職者または、従業員の資格取得費用を負担した事業主に対し、資格取得に要した費用の一部を助成します。

最大 年度額10万円

※年齢その他の要件がありますので、申請前に必ずお問合せください。
商工労働係 【電話】0186-62-5360



移住支援金

東京23区在住者または東京圏から23区内に通勤する方が、移住支援金対象法人に就職した場合、又は関係人口該当者の場合、移住支援金を支給します。

家族で移住：100万円 単身で移住：60万円
さらに一定の要件を満たす技術職・専門職の方には
最大200万円の支援金を支給します。

※定住要件などがありますので、申請前に必ずお問合せください。
商工労働係 【電話】0186-62-5360



結婚・子育ての支援

あきた結婚支援センター入会登録料負担事業

あきた結婚支援センターへ入会される方に対して、**入会登録料1万円を全額補助**します。

あきた結婚支援センターの詳細情報はこちらから→

※助成対象要件がありますので、事前にお問合せください。
移住・定住支援室 【電話】0186-62-8002



結婚生活応援金

結婚後も引き続き本市に定住される新婚世帯に対して、結婚新生活応援金を交付します。

1組 10万円

(移住希望登録者の場合は20万円)

※年齢その他の要件がありますので、申請前に必ずお問合せください。
移住・定住支援室 【電話】0186-62-8002



ハッピーアニバーサリー事業

6か月以上北秋田市に居住し、**お子様**の出産を予定されている方に**6万円相当の子育て用品**を贈呈します。
約100品から自由に選択することができます。

※母子手帳の交付状況から対象者を選定し、決定した方に案内を送付いたしますので、申請は不要です。
こども福祉係 【電話】0186-62-6638



きたあきた子育てクーポン事業

次の子育て世帯に対し、**1万5千円分のクーポン券(1枚500円×30枚)**を交付します。一時預かり保育の利用料や乳幼児用品の購入に使用でき、お子さんの就学まで毎年交付します。

1. 令和3年4月2日以降に**第1子**が生まれ、その子を養育している
2. 平成31年4月2日以降に**第2子**が生まれ、その子を含む2人の子を養育している
3. 平成30年4月2日以降に**第3子以降**が生まれ、その子を含む3人以上の子を養育している

※対象児童の出生・転入を確認し、決定した方に送付します。
申請は不要です
こども福祉係 【電話】0186-62-6638



幸せファミリーサポート（不妊治療等助成金）

秋田県が実施している特定不妊治療費に対しての上乗せ助成や不妊治療等の助成を行っています。

〈特定不妊治療費〉 最大20万円／回
〈一般不妊治療費〉 最大20万円／年度
〈不育症治療費〉 最大15万円／年度

※助成対象要件がありますので、申請前に必ずお問合せください。
医療健康課(保健センター) 【電話】0186-62-6666



マル福（子ども医療費助成）

医療機関等の窓口で支払う医療費自己負担分の助成を行っています。

全額助成：0歳から中学生まで
一部助成：高校生は月額500円の自己負担額を超えた部分を助成

※申請手続きが必要となります。手続き詳細はお問合せください。
国保年金係 【電話】0186-62-1118



すこやか子育て支援事業(保育料助成事業)

一定の所得制限のもと、**保育料の1/2または1/4を助成**します。
また、**3歳以上のお子さんの副食費についても同割合を助成**します。
さらに、次のお子さんは保育料や副食費が助成となる場合があります。

〈全額助成〉保育料・副食費

- 平成28年4月2日以降に**第3子以降**が生まれた世帯の**第2子以降**
- 平成30年4月2日以降に**生まれた第2子**

〈半額助成〉保育料

- 平成30年4月2日以降に**第3子以降**が生まれた世帯の**第2子以降**

※所得制限や申請手続きなどについては、お問合せください。
こども福祉係 【電話】0186-62-6638



北秋田市内の子育て・教育・医療施設情報

〈保育所〉	市立4カ所、私立6カ所
〈認定こども園〉	1園
〈小学校〉	市立9校
〈中学校〉	市立4校
〈高等学校〉	県立1校
〈病院・医院〉	16施設(歯科除く)
〈小児科〉	6施設
〈産科、婦人科〉	1施設

放課後児童クラブ（学童保育事業）

市内の全小学校において、帰宅しても仕事などのために保護者が家にいない児童(1年生～6年生)を、放課後や長期休業などに一時的にお預かりする「放課後児童クラブ」を実施しています。

※利用にあたっては申請手続きが必要となります。詳細はお問合せください。
生涯学習係 【電話】0186-62-1130

